

# 特定行為研修修了看護師による 「特定行為」の実施について

村山医療センターでは、厚生労働省の「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成された特定行為研修修了者が医師の指示によりあらかじめ作成された手順書に従い、認められた診療の補助行為(特定行為)を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

当院で実施している特定行為は以下の項目です

## 特定行為の項目

- ▶ 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ▶ 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- ▶ インスリンの投与量の調整
- ▶ 抗精神病薬の臨時の投与
- ▶ 抗不安薬の臨時の投与



特定行為研修を修了した看護師が特定行為を実施するにあたり、同意されない場合は遠慮なくお申し出ください。同意されない場合でもその後の診療には何ら不利益は生じませんのでご安心ください。

特定行為に関するご質問やご相談がある場合には、下記の患者相談窓口をご利用ください。

【お問い合わせ先】  
国立病院機構村山医療センター  
患者相談窓口  
TEL：042-561-1221

村山医療センター院長

『特定行為に係る  
看護師の研修制度』  
についてはこちらから→

